

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制 定 平成19年3月23日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣された職員の職務に専念する義務の免除)

第2条 市町村及び北海道(以下「市町村等」という。)から派遣された職員の職務に専念する義務の免除については、当該職員を派遣した市町村等における職務に専念する義務の特例に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の職務に専念する義務の特例に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員の職務に専念する義務の特例条例の準用)

第3条 職員(前条に規定する職員は除く。)の職務に専念する義務の特例は、北海道職員の職務に専念する義務の特例条例(昭和26年北海道条例第9号)の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。